

競争入札設計図書等に関する回答書

令和6年8月30日

福島県会津児童相談所長 大塚 由美子

工事番号	第24-21520-0001号
工事名	会津児童相談所照明設備改修工事
質 問 事 項	
<p>1. 金抜き設計書 P13 発生材処分の金属くずについて、積算上の処分施設をご教示ください。</p> <p>2. 金抜き設計書 P13 発生材処分の蛍光灯について、直管での処分か直管以外での処分かご教示ください。</p> <p>3. 代価表 0038 熱線センサ付自動スイッチについて、備考に E1-201010 独自と記載がありますが、労務費を含む複合単価と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>4. 照明器具 B2 について、金抜き設計書 P. 17 の代価表 0004 において LRS6-4-30LN にて計上されており、非調光器具となっていますが、図面 E-10 の厨房西側の前室・休憩室において調光装置を接続するようになっています。前室・休憩室については調光器具を用いるのでしょうか。</p> <p>5. 照明器具 C2、C3 について、金抜き設計書 P. 6 において C2 が 4 個、C3 が 26 個計上されていますが、図面上では C2 が 6 個、C3 が 24 個となっています。どちらの数量が正しいのでしょうか。</p> <p>6. 照明器具 C3 について、調光器具となっていますが、図面 E-8、10 の洗面洗濯室(男)、(女)において、熱線センサ付自動スイッチ(親器)(明るさセンサ付)が接続されるのみで、調光制御を行えない形となっています。調光器具を調光せず使用するという考えでしょうか。</p> <p>7. 照明器具 N3 について、金抜き設計書 P. 22 の代価表 0020 において LRS1-13LN にて計上されており、非調光器具となっていますが、図面 E-10 の幼児遊戯室・食堂兼リビングにおいて調光装置を接続するようになっています。幼児遊戯室・食堂兼リビングについては調光器具を用いるのでしょうか。</p>	

8. 照明器具 01、02 について、図面 E-07 の廊下において 01 (L=1225) が 2 個、02 (L=607) が 17 個と記載されていますが、器具プロットを見ると 01 (L=1225) が 17 個、02 (L=607) が 2 個と見えるのですが、プロットする都合上 02 のほうが長い図になっているのでしょうか。

回 答 事 項

1. 特記仕様書 (E-1) に記載のとおりです。
2. 直管処分として積算しています。
3. 貴見のとおりです。
4. 貴見のとおりです。協議により変更の対象とします。
5. 金抜き設計書及び図面共に照明器具 C 2 が 4 個、C 3 が 2 6 個です。
6. 貴見のとおりです。協議により変更の対象とします。
7. 貴見のとおりです。協議により変更の対象とします。
8. 貴見のとおりです。凡例のため、寸法等は考慮していません。